○国土交通省令第五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の三第九項及び第四十九条並びに構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）第五条第三項及び第四項第七号の規定に基づき、国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則

（利用料金の額の公告の方法）

第一条　構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二十八条の三第九項の国土交通省令で定める方法は、特定道路公社（同条第五項に規定する特定道路公社をいう。以下同じ。）の定款に定める方法とする。

（対価と併せて特定道路公社の業務に要する費用を償う収入の範囲）

第二条　構造改革特別区域法施行令（次条において「令」という。）第五条第三項の国土交通省令で定める収入は、料金（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第五項に規定する料金であって、認定公社管理道路運営事業（法第二十八条の三第一項に規定する認定公社管理道路運営事業をいう。）を開始する日の前日までにおける当該公社管理道路（同条第一項に規定する公社管理道路をいう。以下この条において同じ。）の通行又は利用に係るものに限る。）、割増金、占用料、連結料、負担金、手数料、延滞金その他の当該公社管理道路に係る地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十一条第一項の業務に係る収入（法第二十八条の三第十項に規定する対価を除く。）とする。

（道路事業損失補塡引当金）

第三条　令第五条第四項第七号の国土交通省令で定める損失補塡引当金は、地方道路公社法施行規則（昭和四十五年建設省令第二十一号）第八条第三項の道路事業損失補塡引当金とし、その額の基準は、地方整備局長又は北海道開発局長の承認を受けて特定道路公社が定める。

（道路整備特別措置法施行規則等を適用する場合の読替え）

第四条　特定道路公社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権（法第二十八条の三第一項に規定する公社管理道路運営権をいう。）を設定した場合における道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条の規定の適用については、同条第一項中「法第二十四条第三項の認可」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の三第十三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項の認可」と、同条第二項各号列記以外の部分中「料金」とあるのは「利用料金（構造改革特別区域法第二十八条の三第一項に規定する利用料金をいう。以下この項において同じ。）」と、同項中「法第二十四条第三項の認可」とあるのは「同条第十三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項の認可」と、同項第一号中「料金」とあるのは「利用料金」と、同項第二号から第五号までの規定中「料金の」とあるのは「利用料金の」とする。

2　前項の場合における有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）の規定の適用については、同令第一条中「道路整備特別措置法（以下「法」という。）第二条第五項に規定する料金（以下「料金」という。）」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の三第一項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」と、「料金の」とあるのは「利用料金の」と、同令第二条第一項中「法第二条第六項」とあるのは「道路整備特別措置法（以下「法」という。）第二条第六項」と、「料金の徴収をしよう」とあるのは「構造改革特別区域法第二十八条の三第一項の規定により公社管理道路運営権者（同項に規定する公社管理道路運営権者をいう。以下同じ。）に利用料金を収受させよう」と、同令第三条及び第四条第一項第二号中「料金」とあるのは「利用料金」と、同項各号列記以外の部分中「料金を徴収する」とあるのは「公社管理道路運営権者に利用料金を収受させる」と、同項第一号中「料金を」とあるのは「利用料金を」と、同項第三号中「料金が」とあるのは「利用料金が」とする。

（権限の委任）

第五条　法第二十八条の三に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

附　則

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年八月三日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第三百三十一号

原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十二条第一項の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設を指定する告示を次のように定め、平成二十七年八月三日から施行する。

なお、平成二十四年経済産業省告示第二百七号（原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、緊急事態対策等拠点施設を指定する告示）は平成二十七年八月二日限り、廃止する。

平成二十七年七月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設を指定する告示

原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる原子力事業所ごとに、同表の下欄に掲げる緊急事態応急対策等拠点施設を指定する。

原子力事業所	緊急事態応急対策等拠点施設	
	名　称	住　所
北海道電力株式会社泊発電所	北海道原子力防災センター	北海道岩内郡共和町南幌似百四十一番地一
東北電力株式会社東通原子力発電所	東通村防災センター	青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内五番地三十五
日本原燃株式会社再処理事業所	六カ所オフサイトセンター	青森県上北郡六ヶ所村大字尾鮫字野附一番地六十七
日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所		
東北電力株式会社女川原子力発電所	宮城県原子力防災対策センター	宮城県牡鹿郡女川町女川浜字伊勢十二番一
東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所	福島県原子力災害対策センター	福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野四百七十六番地三
東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所	新潟県柏崎刈羽原子力防災センター	新潟県柏崎市三和町五番四十八号